

## 厚真町教育委員会障害者活躍推進計画

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 機関名                        | 厚真町教育委員会  |
| 任命権者                       | 厚真町教育委員会教育長   |
| 計画期間                       | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）   |
| 厚真町教育委員会における障害者雇用に関する課題    | 厚真町教育委員会においては、職員は町長部局からの出向者であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。  |
| 目標                         |   |
| ①採用に関する目標                  | ○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。   |
| ②定着に関する目標                  | ○今後配置された場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。また、障害者である職員の定着データを把握する。  |
| 取組内容                       |   |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備         | ○障害者雇用推進者として、人事担当部署である総務課長を選任する。<br>○今後配置された場合は、障害者である職員の相談窓口を設定する。   |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。   |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○人事評価面談の際等の機会により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。<br>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。<br>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li><li>・自力で通勤できることといった条件を徹底する。</li><li>・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li><li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li><li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li></ul> |
| 4. その他                     | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。  |